

障害者活躍推進計画

【有明広域行政事務組合】

1、はじめに

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないとされ、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等（2.2%～2.4%）よりも高い法定雇用率（2.5%）が設定されている。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年度法律第36号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2第1項において、厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとされており、12月17日に告示されたところである。

上記の規定に基づき、有明広域行政事務組合（以下「当組合」という）としても作成指針に即して計画を策定する。

2、計画内容

機関名	有明広域行政事務組合																															
任命権者	代表理事 浅田 敏彦																															
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日																															
雇用状況	<p>公務員の法定雇用率は2.5%と定められており、当組合の必要法定雇用者数は0.96名（小数点第2以下四捨五入）である。必要法定雇用者数が1名に満たない場合は雇用の義務は無い。</p> <p>※常時雇用労働者数を1で計算し、その他短時間労働者は0.5で計算する。</p> <p>【令和元年度3月31日現在雇用者数】 38.5名</p> <table border="1"><tr><td>常時雇用労働者</td><td>32名×1</td><td>32</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>3名×0.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>会計年度任用職員</td><td>9名×0.5</td><td>4.5</td></tr><tr><td>任期付職員</td><td>1名×0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="2">38.5名</td></tr></table> <p>【令和元年度3月31日現在障害者雇用者数】 0.5名</p> <table border="1"><tr><td>常時雇用労働者</td><td>0名×1</td><td>0</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>1名×0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td>会計年度任用職員</td><td>0名×0.5</td><td>0</td></tr><tr><td>任期付職員</td><td>0名×0.5</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="2">0.5名</td></tr></table>		常時雇用労働者	32名×1	32	再任用職員	3名×0.5	1.5	会計年度任用職員	9名×0.5	4.5	任期付職員	1名×0.5	0.5	計	38.5名		常時雇用労働者	0名×1	0	再任用職員	1名×0.5	0.5	会計年度任用職員	0名×0.5	0	任期付職員	0名×0.5	0	計	0.5名	
常時雇用労働者	32名×1	32																														
再任用職員	3名×0.5	1.5																														
会計年度任用職員	9名×0.5	4.5																														
任期付職員	1名×0.5	0.5																														
計	38.5名																															
常時雇用労働者	0名×1	0																														
再任用職員	1名×0.5	0.5																														
会計年度任用職員	0名×0.5	0																														
任期付職員	0名×0.5	0																														
計	0.5名																															

有明広域行政事務組合における障害者雇用に関する課題	<p>有明広域行政事務組合事務局においては、令和元年度は常勤職員 32 名、再任用職員 3 名、非常勤職員 10 名の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題も生じなかったため組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>当組合は必要法定雇用者数が 0.96 名であるため、障害者の雇用の義務は生じない。しかしながら、障害を持って職務を行っている職員の働きやすい環境を整え、雇用障害者数が前年度を下回らないようにする。</p>
② 働き方に関する目標	<p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の取得を促進する。</p> <p>通院等の諸事情により、他の職員に比べ休暇を必要とすることが想定されるため休暇の取得がしやすいように職員へ呼びかける。</p>
③ 定着に関する目標	<p>○なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着データを把握予定。</p>
取り組み内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者が相談しやすい体制となるよう、人事担当者や職場の上司等が日常的な配慮を行う。</p>
2.障害者の職務の選出・想定	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3.障害者の活躍を推進するための環境整備	<p>○エレベーターや多目的トイレ等の設置は既に終わっている。そのほかの措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4.その他	<p>○職員から面談の希望があった場合には随時対応する。</p>